

株式会社パスモ御中 PASMOオートチャージサービスご入会申込書

私は、株式会社パスモに対し、オートチャージサービス取扱規則（個人情報の取扱いに関する重要事項を含む）の内容に同意の上、PASMOオートチャージサービスの利用を申し込みます。

【お申込みにあたっての注意事項】

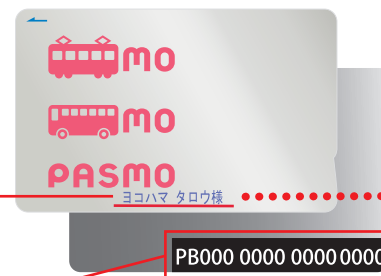
- ・本申込書では横浜交通ハマエコカード以外のクレジットカードのPASMOオートチャージサービスをお申込みいただくことはできません。
- ・無記名PASMO、小児用PASMO、介護者PASMO（介護者用）ではお申込みいただけません。
- ・お持ちのPASMOが既にPASMOオートチャージサービス機能が付いたPASMOである場合、お申込みいただけません。（PASMOオートチャージサービスの有効期限終了後、6カ月間を含む。）
- ・お持ちの横浜交通ハマエコカードで、既にPASMOオートチャージサービスをお申込みいただいている場合、新たなお申し込みはできません。（1枚の横浜交通ハマエコカードに対して、2枚以上のPASMOにオートチャージサービスをお申込みいただくことはできません。）
- ・（株）バスモ及びクレジットカード会社の審査によりご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
- ・本申込書のご返却はいたしかねますので予めご了承ください。
- ・本申込書にてモバイルPASMOまたはApple PayのPASMOオートチャージサービスはお申込み出来ません。PASMOアプリよりお申込みください。
- ※Apple PayはApple Inc.の登録商標です。
- ・最新の取扱規則については、PASMOホームページでご確認ください。
- ・最新のPASMO取扱事業者・PASMOを取り扱う他事業者については、PASMOホームページでご確認ください。

横浜交通
hama-eco card

横浜交通ハマエコカード会員様専用
PASMOオートチャージサービス申込書

当社 使用欄 1	
-------------	--

記入欄 1（お申込みのPASMOの指定）															
※お持ちのPASMOに登録している情報と同じものをご記入ください。															
お名前 （ご本人自署）	フリガナ					フリガナ									
	姓					名									
生年月日	（西暦）					年			月			日			
性別		男		女		※該当する方を○で囲んでください。									
PASMO裏面右下に 記載の17桁の英数字	P B														



PASMOオートチャージサービスを設定可能となるPASMOは、お客様のお名前が表示されている「記名PASMO」のみです。記名されていないカードは、最寄の駅などで、記名PASMOへの変更のお手続きが必要となります。

PASMOオートチャージサービスの有効期限はクレジットカードの有効期限と同一です。お手持ちのクレジットカードの有効期限が間近な場合、PASMOオートチャージサービスの設定ができないことがございますので、更新カードが届いてからお申し込みください。

記入欄 2（対象クレジットカードの指定）														
私はオートチャージサービス取扱規則第15条に規定するオートチャージ額の支払いを、下記に指定するクレジットカードを利用して決済することを申し込みます。														
横浜交通 hama-ecoカード 会員番号	※お申込みされるお客様ご自身のクレジットカード番号（表面16桁の数字）をご記入ください。 ※お申込みされるクレジットカードの名義人は、お申込みのPASMOの名義人と同一である必要があります。													
	4	9	8	0	0	5	6	3						
有効期限			月	2	0			年						



【重要!!】

PASMOオートチャージサービスの決済クレジットカードをご変更されるお客様は、本お申し込みの前にPASMO取扱事業者の駅にて、PASMOオートチャージサービス機能のみの解約手続きを行った後に、本申込書にてPASMOオートチャージサービスをお申し込みください。
上記のお手続きがない場合、PASMOオートチャージサービスをお申し込みいただけない場合があります。

※以下の記入欄はご案内ハガキをお送りする住所の指定欄です。

記入欄 3（ご案内書の送付先の指定）※必ずご記入ください。														
ご案内書 送付先住所	〒													
	フリガナ													
	都	道	府	県										
ご連絡先電話番号						-					-			

記入欄 4		
お申込日	年	月 日

ご投函前にご確認ください!!

- ☐ PASMOの番号に誤りはありませんか。
- ☐ クレジットカード番号、有効期限に誤りはありませんか。
- ☐ ご案内書の送付先住所は正しく記入されていますか。
- ☐ すべての項目に記入されていますか。

当社 使用欄 2	
-------------	--

ご記入ありがとうございました。最後に左のページを切り取り、元のとおり折り返して、のりで貼り付け、ポストにご投函ください。
ご記入漏れや不鮮明な部分がございますと、お申込の受付が出来ない場合がございます。ご注意ください。

宛名ラベル

以下のラベル部分をお客様自身で印刷いただき、封筒に貼り付けて郵送をお願いします。

※封筒はお客様自身でご用意をお願いします。

〈ご利用方法〉

①左記のラベルを、サイズ(A4版)を変えずに表裏とも白色の用紙に印刷してください。

②点線で切り取り、定形サイズの封筒に貼り付けて、ご利用ください。

(糊付けする際は、はがれないように、しっかりとお貼りください。)

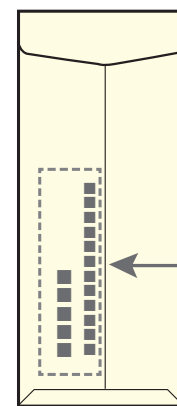
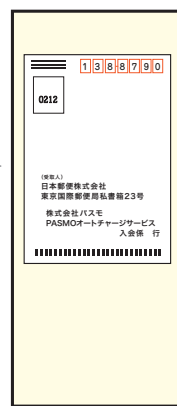
※定形サイズ 短辺:9センチ～12センチ、
長辺:14センチ～23.5センチ、
厚さ:1.0センチ以内

長形3号(長3)が定形郵便物の最大サイズです。

③封筒の裏側に、お客様の住所、氏名をご記入ください。

表

裏



お客様の住所、氏名

④入会申込書を封入の上、ご郵送ください。

【ご注意】

- 1.印刷の際はサイズの変更(拡大、縮小)をせず、実寸(A4版)で表裏とも白色の用紙で印刷してください。
- 2.封筒の裏側に、住所、氏名をご記入ください。
- 3.印刷のカスレ(不鮮明)、ズレ等がある場合、受付で不備になる場合がございます。

オートチャージサービス取扱規則

株式会社パソモ オートチャージサービス取扱規則

制定 2007年2月1日

最終改訂 2023年5月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社パソモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「障がい者用PASMO取扱特約」に関連して定める規則であり、当社は第4条第1項に定める会員登録を行った「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの利用者に対し、PASMO取扱事業者の「乗車券機能（以下、「PASMO乗車券」という。）の自動改札又は乗車改札機（以下を合わせて「改札機」という。）による改札を受け入れる際、又は乗車処理を行っているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け出場する際に、PASMO内のバリュール残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が登録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容・使用条件を定めるところとする。

(適用範囲)

第2条 PASMOにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASMOの取扱いについては、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「障がい者用PASMO取扱特約」の定めるところによる。

第3条 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。

第4条 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。

第5条 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。

第6条 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。（用語の定義）

第3条 この規則において用いる主な用語の意義は、次の各号に掲げるのとおりとする。
(1) 「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名PASMOの利用者という。
(2) 「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。
(3) 「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じることに、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。

(オートチャージ設定情報)とは、オートチャージサービスを提供するために、記名PASMOに登録された情報をいう。
(「オートチャージPASMO」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名PASMOをいう。
(「新規設定PASMO」とは、記名PASMOであるPASMOカード交付時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージPASMOとした新規PASMOカードをいう。
(「設定情報追加」とは、交付又は発行済の記名PASMOにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該PASMOをオートチャージPASMOにするをいう。

(「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。

(「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。

(1) 「オートチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する場合、PASMO取扱事業者が定める特定の自動券売機等において、オートチャージPASMOにチャージすることをいう。

第2章 オートチャージサービス会員契約

(会員登録と契約の成立)

第4条 オートチャージサービスの会員登録は、会員登録者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当該指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当該指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードの「決済カード」として承認し、第4条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行うとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したとき、当社と会員の間に成立する。なお、クレジットカードは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

第5条 2次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員登録者の会員登録を承認しない。この場合、会員登録者が申込みのために提出又は入力はした情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本来に基づく会員登録者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

(1) 申込方法の誤りや、提出又は入力はした情報等における不備、不清晰、その他申込みに不備がある場合

(2) 会員登録者、記名PASMOの利用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合

(3) 登録希望のPASMOが無記名PASMOである場合

(4) 登録希望のPASMOが保護者PASMOである場合

(5) 登録希望のPASMOがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会後6箇月以内のPASMOである場合

(6) 登録希望のPASMOが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のPASMOへの設定情報追加を希望する申込みの場合

(7) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合

(8) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はPASMOの払いもどしを行った後一体型PASMOである場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）

(9) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員登録希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合

(10) その他当社が会員登録者を会員とすることを不適当と判断した場合

（新規設定PASMOの契約の成立）

第5条 新規設定PASMOを交付する際、記名PASMOの使用にかかわる契約は、「PASMO取扱規則」

にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録手続きが完了したときに、当社と記名PASMOの使

用者の間において成立する。

(決済カードの収受方法)

第6条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから収受する。

(オートチャージ設定情報追加の登録)

第7条 会員登録者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携持情報端末・特定携持情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。ただし、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則」に関する特約」第14条に定める発行停止が行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第8条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第9条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第10条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第11条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第12条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第13条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第14条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第15条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第16条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第17条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第18条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第19条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第20条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第21条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第22条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第23条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第24条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第25条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第26条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第27条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第28条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第29条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第30条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第31条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第32条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第33条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第34条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第35条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第36条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第37条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第38条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

第39条 上記のとおり、オートチャージサービスの設定されたPASMOカードに対して「PASMO取扱規則」に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとす。

(会員の退会)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

(1) 会員の不等により、新規設定PASMOを交付できなかった場合

(2) 会員がオートチャージサービスを解約できるPASMO鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とPASMOを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了したとき（PASMOカードの場合）、又は携持情報端末・特定携持情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が完了の場合には同会員登録を含まない。）を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、

(3) 会員のオートチャージPASMOが失窃した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）

(4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合

(5) 会員登録後、会員の申込みで会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合

(6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合

(7) その他この規則に定めるオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。

第2条 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

第3条 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。

第4条 会員のPASMOが一体型PASMOで、当該PASMOにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項各号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。

第5条 オートチャージサービスを解約し、又は退会となった場合には、クレジットカードに関するサービスも退会となる。

第6条 クレジットチャージに関するサービスは解約することにはできない。

(交付できなかった新規設定PASMOの失効)

第11条 会員に交付できなかった新規設定PASMOは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

第12条 前項により失効したPASMOは、記名PASMOの利用者はデポジットの返却を請求することはできない。

第13条 オートチャージPASMOが無効となった場合

第14条 オートチャージPASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回復又は退会処理を行うことがある。この場合、デポジット（一体型を除くPASMOカードの場合）及びPASMOに登録されている一切の金銭的価値及びPASMO取扱事業者が発売した乗車券等は返却しない。

(1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合

(2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第3章 オートチャージサービス等の提供

(オートチャージPASMOの使用方法及び制限事項)

第13条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）には、署名欄に当該PASMOに登録された会員の氏名を記載しなければならない。

第14条 設定情報追加を行う交付又は発行済PASMOは、第7条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージPASMOとして取り扱う。

第15条 会員は、オートチャージPASMOの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に申し出ることにし、PASMOカードの場合）、又は携持情報端末・特定携持情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が完了の場合には同会員登録を含む。）により（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、変更することができる。

第16条 会員登録後のオートチャージPASMOは、記名PASMOとして取り扱う。

(オートチャージサービス等の制限又は停止)

第14条 当社は、次の各号に該当する場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止することができる。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備障害、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難である当社が認めた場合

(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合

第15条 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(オートチャージ)

第15条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第16条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第17条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第18条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第19条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第20条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第21条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第22条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第23条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第24条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第25条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第26条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第27条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受け入る場合、又は改札機においてオートチャージサービスの有効期限内でであること、

(1) オートチャージPASMOのバリュール残額が会員の設定した実行判定金額以下であること、ただし、実行判定金額は、1,000円から1,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。

(2) 当該オートチャージPASMOで行った、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクレジットカードの累計額をいう。以下同じ。）が1,000円以下で、かつ当日1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であること、

第28条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クレジットカード会社が発行した改札機において当該改札機による改札を受け入る際及び入場処理が行われているものの出場処理されていないPASMOにより